

答申第39号
平成15年4月22日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成14年4月30日付け兵公委発第72号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 年 月 日、須磨警察署員より、スピード違反の取締りを受け違反点数入力
力がなされている、その違反点数入力に係る関係資料一式 参考 免許証番号
、違反とされる内容 - 2点（速度違反20-24km / 時 超）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成 年 月 日、須磨警察署員より、スピード違反の取締りを受け違反点数入力となされている、その違反点数入力に係る関係資料一式 参考 免許証番号 、違反とされる内容 - 2点(速度違反20-24km/時 超)」を非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成14年3月15日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

本件処分について

ア 審査請求人が公開を求める本件公文書は、平成 年 月 日、審査請求人に対してなされた違反点数入力に係る関係資料一式である。

イ 本件公文書は、運転免許制度における行政処分に関するものであり、国民の不利益処分につながるものである。行政処分の公正さを監視するため、本件公文書については、これを公開する公益上の必要があり、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第8条により公開されるべきである。

ウ 警察本部長は、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1号(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの)に該当する非公開情報を公開することになるため、本件は条例第9条に該当するものとして、当該文書の存否を明らかにすることはできないと説明している。

しかし、本件のように不起訴となった事件については、「犯罪の事実」が認定されたわけではなく、検挙されたという事実のみでは本件公文書を公開したとしても侵害される名誉はない。本件公文書は条例第6条第1号に該当するものではなく、条例第9条を適用して存否応答拒否とする理由はない。

仮に、条例第6条第1号に該当する情報が記載されていたとしても、条例第7条により、当該情報のみを除いて公開すべきである。

本人による自己情報の公開請求について

本件公文書において、検挙され、違反点数入力されたと記載されている対象者は請求者本人である。当該本人が公開請求する場合には、これを非公開又は存否応答拒否とする実質上の理由はない。

なお、兵庫県の「公文書の公開等に関する条例」（昭和61年兵庫県条例第3号）に基づいて請求された自己情報の開示請求について、本人に対しては情報を開示しなければならないとした平成13年12月18日最高裁判決がある（平成9年（行ツ）第21号）。

本件非公開決定通知書に記載された理由について

本件非公開決定通知書には、存否応答拒否に当たって該当する条文が条例第6条第1号であることと、同号の条文を要約したものしか記載されておらず、理由としては不足しているため、本件処分は違法である。

3 本件審査の過程における手続上の問題点について

警察本部長の行った条例に基づく処分に対して、兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に審査請求が提起された場合、諮問庁の権限は、情報公開審査会に諮問を行うこと及び答申の内容を尊重した裁決を行うことである。

本件審査の過程においては、非公開理由説明書が諮問庁から提出され、そこには「非公開の決定は妥当であるとの答申を求める」と記載されているが、本来処分理由を説明しなければならないのは処分庁である警察本部長であって、諮問庁ではない。よって、本件非公開理由説明書は、権限のない行政庁からの理由説明であって、無効である。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件処分の理由について

本件公文書は、特定個人の特定の年月日における道路交通法違反（速度超過）（以下「速度超過違反」という。）に付する基礎点数の登録に係る公文書である。

一般に特定の個人が特定の年月日に速度超過違反で検挙されたか否か及び当該違反の基礎点数が登録されたか否かは、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当する。

本件公文書が存在しているか否かを答えることは、当該特定個人が速度超過違反で検挙されたか否かを答えることと同様の結果となり、条例第6条第1号により保護しようとする利益が侵害されると認められる。

したがって、本件請求に対しては、条例第9条を適用し、対象公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否する処分を行ったものである。

なお、上記のとおりであるので、公文書の部分公開を定める条例第7条を適用する余地はない。

2 本人による自己情報の公開請求について

審査請求人は、本件公文書に記載されている対象者は請求者本人であり、当該本人が同公文書を公開請求する場合には、これを非公開又は存否応答拒否とする実質上の理由はないと主張する。

現在、本県では、自己情報の開示請求の制度については、この制度を含む「個人情報の保護に関する条例」（平成8年条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）が制定され、情報公開制度とは別個のものとして運用されている。

情報公開制度と個人情報保護制度が採用されている状況の下においては、自己の個人情報の開示は、個人情報保護制度により行われるべきであり、情報公開制度に基づいてされた請求については、条例第6条第1号に該当する場合は非公開決定をすることができるかと解される。

確かに、警察本部長は、個人情報保護条例においてはその実施機関になっていない。しかし、情報公開制度と個人情報保護制度が明確に別個のものとして採用されている現状において、警察本部長だけが、情報公開制度により、自己の個人情報の開示請求による情報公開を行うことは、一つの条例に全く相反する解釈と運用が存在することになり、両方の制度を採用した立法趣旨に反するとともに矛盾を生じることなどから、認められないものと解される。

3 公益を理由とする公開について

審査請求人は、本件公文書には公開する公益上の必要があり、条例第8条により公開されるべきであると主張する。

しかし、本件公文書の内容は、特定の個人に係る道路交通法違反に関する情報であり、最もプライバシー性の高い情報であって、最大限の配慮をしなければならない。よって、公益上の理由から公開を求める審査請求人の主張は認められない。

4 本件非公開決定通知書に記載された理由について

審査請求人は、非公開決定通知書に記載されている非公開の理由が不足であると主張する。

しかし、本件公文書に係る非公開決定通知書には、いかなる根拠に基づき、

非公開情報のどれに該当するとして本件処分がなされたのかについて記載されており、存否応答拒否を適用した処分の理由としての要件を充足している。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、特定の日(平成 年 月 日)の速度超過違反に対して、当該違反の基礎点数(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第1により定められた点数)を警察庁の運転者管理システムに電算登録するに際し必要な一連の公文書であって、違反の事実認定が適正であることを証するものである。公開請求書の「公文書の件名又は内容」欄には運転免許証番号が付記されているので、特定の個人の速度超過違反に係る公文書であることは確実である。

2 条例第9条適用の適否について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨を規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第1号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について検討する。

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」を非公開情報として規定している。

なお、非公開情報は請求者のいかにかわらず一律に適用されるものであることから、通常他人に知られたくないと認められるか否かは、一般人の判断を基準とすべきと考えられる。

イ 本件公文書は、特定の日における特定の個人の速度超過違反に係る公文書であり、その存否を明らかにするだけで、当該個人が速度超過違反により検挙されたか否かが明らかになるものと認められる。交通違反により検挙されたことは、一般人の判断を基準とすれば、「通常他人に知られたくない事実」に該当することは言うまでもなく、審査請求人の言うような結果的に不起訴になった場合であっても、同様であると考えられる。

ウ したがって、本件公文書の存否を明らかにすれば、条例第6条第1号に

より規定されている上記非公開情報の有無が明らかになると認められ、同条同号が非公開とすることにより保護しようとする利益を損なうことになると考えられる。

審査請求人は、本件公文書が対象とする違反者本人（審査請求人自身）が同公文書を公開請求する場合は、これを非公開とする実質上の理由はないと主張するので、この点について検討する。

本県では、条例に基づく情報公開制度と個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度がある。

ところで、情報公開制度においては、公安委員会及び警察本部長が実施機関に含まれている（条例第1条第1項）。他方、個人情報保護制度においては、公安委員会及び警察本部長は実施機関に含まれていない（個人情報保護条例第2条第2号）。

このことから、本県の現行法制度においては、公安委員会又は警察本部長が管理している個人情報について、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求を行うことはできず、また、これらの情報については、条例の解釈をもって自己情報の開示請求を認めることはできないという制度趣旨が明らかになっているといえることができる。

したがって、審査請求人本人が自己情報について公開請求する場合は公開されるべきであるという趣旨の審査請求人の上記主張は採用できない。

審査請求人は、本件公文書が不利益処分につながる行政処分に関するものであることから、行政処分の公正さを監視するために公開する公益上の必要があり、条例第8条により公開されるべきであると主張するので、この点について検討する。

ア 条例第8条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に規定する情報に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定している。これは、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公開することの公益上の必要性とを比較考量し、個々の事案における特殊な事情によって、後者が優越すると実施機関が判断する場合には、当該公文書を公開することができることを定めたものであると解される。

イ 一方、条例第2条第3項は、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。よって、非公開情報の中でも個人情報について条例第8条を適用する場合には、この規定の趣旨を十分に踏まえ、個人に関する情報を

安易に公開することのないように特に慎重に取り扱わなければならないものと解される。

ウ 本件公文書は、前記 1 のとおり、特定の日の特定の個人の速度超過違反に対して、違反の基礎点数を登録するに際し必要な一連の公文書である。よって、本件公文書が存在するという事、あるいは存在しないということ自体が個人に関する情報であって、たとえ審査請求人が主張する公開の利益があったとしても、本件について条例第 8 条を適用しなかった警察本部長の裁量的判断に誤りがあったとは認められないものである。

以上のことから、警察本部長が条例第 9 条を適用し、本件公文書の存否を明らかにしないで、非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

3 本件非公開決定通知書に記載された理由について

審査請求人は、本件非公開決定通知書に記載されている非公開の理由が不足であり、本件処分は違法であると主張するので、この点について検討する。

条例第 10 条第 3 項によれば、実施機関は、「公文書の一部を公開する旨の決定又は非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。」とされている。

これは、本件のような非公開決定の処分を行った際には、事案の内容に即して十分に具体的な理由を明らかにすることを実施機関に義務づけたものと解される。

そして、条例において理由付記が必要とされる趣旨は、非公開決定処分の客観性及び判断の慎重・合理性を担保し、請求者に処分の理由を理解してもらうと同時に事後救済手続上の便宜に資することにあると考えられる。

本件非公開決定通知書の非公開理由の欄を見ると、まず、条例第 9 条該当との記述があり、次いで「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第 6 条第 1 号に該当する非公開情報を公開することとなるため、当該文書の存否を明らかにすることはできない。」と記載されている。さらに、条例第 6 条第 1 号の条文（抜粋）が記載されている。

本件非公開決定通知書には、本件公文書の存否を明らかにするだけで条例に掲げられた非公開情報を公開することになる旨の説明に加えて、当該非公開情報の該当条文にも言及がなされており、この程度の理由付記であれば、上述した理由付記が必要な趣旨に照らして、審査請求人の不利益にはなっていないと考えられる。よって、審査請求人の上記主張は採用できない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件非公開理由説明書について、諮問庁から提出されていることをもって無効であると主張するが、条例第20条第4項によると、非公開理由説明書の提出といった手続は諮問をした実施機関が行うことになっており、審査手続はこの規定に基づいて進められたものであって、違法な点は認められない。

5 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

| 年 月 日 | 経 過 |
|----------------------------|---------------------------------|
| 14 . 4 . 30 | ・ 諮問書の受領 |
| 14 . 5 . 16 | ・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領 |
| 14 . 6 . 21 | ・ 審査請求人の意見書の受領 |
| 14 . 6 . 21 (第135回審査会) | ・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議 |
| 14 . 7 . 19 | ・ 諮問庁の非公開理由補足説明書の受領 |
| 14 . 7 . 22 (第136回審査会) | ・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議 |
| 14 . 8 . 7 | ・ 審査請求人の意見書等の閲覧等の申出に対する決定 |
| 14 . 9 . 3 | ・ 審査請求人の反論書の受領 |
| 14 . 9 . 6 (第137回審査会) | ・ 審議 |
| 14 . 11 . 13 (第139回審査会) | ・ 審議 |
| 15 . 1 . 6 (第140回審査会) | ・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議 |
| 15 . 2 . 3 (第141回審査会) | ・ 審議 |
| 15 . 3 . 11 (第142回審査会) | ・ 審議 |
| 15 . 4 . 22 (第143回審査会) | ・ 審議 ・ 答申 |